

# 藤沢市 I T 推進指針（改定版）

2017 年 4 月 1 日

藤沢市

## 目次

1 . 指針の目的 .....	2
2 . 指針の位置づけ .....	2
3 . 基本姿勢 .....	3
4 . 対象期間 .....	4
5 . 多様な主体との連携 .....	4
6 . 推進体制 .....	5

## 1．指針の目的

本市を取り巻く社会環境が著しく変化する中で、情報化施策の内容も、情報通信基盤等のインフラ整備から、市民生活の豊かさの実現や社会の活力創造へと大きく変化しています。

さらに近年では、IoT（モノのインターネット）やAI（人工知能）等の技術の進展や、多種多様なデータの利活用による新たな価値やサービスの創造により、市民のライフスタイルや価値観が多様化する中で、行政が担うべき情報化施策の内容も常に変革が求められています。

本市が、このような時代の変化に対応していくためには、行政サービスの質的向上や効率化を図ることはもとより、まちの魅力の創造や市民の暮らしの質的向上のために、ITを目的に応じて効果的に利活用していくことが必要となります。また、多様化・複雑化する地域課題に対しては、行政だけではなく、地域で活動する多様な主体が連携して解決策を模索していくことも求められます。

そこで、本市が抱える様々な課題に対して、ITを課題解決の道具（手段のひとつ）として、さらに積極的かつ効果的に利活用するために、「藤沢市IT推進指針（2014年4月改訂）」を改定しました。この指針は、従来の情報化計画のように実施事業を具体的に提示するものではなく、情報化に関する基本的な考え方や方向性を示すための指針となっています。

## 2．指針の位置づけ

本指針は、「藤沢市市政運営の総合指針2020」が掲げる「郷土愛あふれる藤沢」の実現を、ITによって支えるための基本的な考え方や方向性を示すための指針として位置づけます。

また、ここでのITは、めざす都市像の実現を目的とした各施策を推進するための「道具（手段のひとつ）」と位置づけます。

### 3. 基本姿勢

「藤沢市市政運営の総合指針2020」が掲げる「郷土愛あふれる藤沢」を実現するために、行政がITを活用する際の考え方と方向性を次の5つの基本姿勢としてまとめます。

#### （1）行政サービスの利便性向上と地域活性化に寄与すること

ITを効果的に活用し、市民の視点に立った行政サービスの拡充と効率化を推進します。また、市民生活向上や地域活性化などの様々な行政課題の解決を目的として、多種多様なデータの活用を推進し、新たな価値創造による活力ある地域社会の実現を目指します。

#### （2）地域の誰もが行政サービスを享受できる環境を整備すること

市民の誰もが多様な状況に応じて必要な行政サービスを確実に受けられるよう、環境整備を図ります。また、ITリテラシー（情報活用能力）の向上を目的として、地域の多様な主体と連携し、求められる資質やスキルの向上に努めます。

#### （3）情報セキュリティ対策とリスクマネジメント体制を整備すること

行政が保有する情報資産を守るために、情報セキュリティ対策の強化を推進します。また、世界規模で巧妙化するサイバー攻撃に対しても、持続的な対策強化と計画的な人材育成を実施し、リスクマネジメント体制の整備を図ります。

#### （4）ITガバナンスの強化と業務改革の推進を図ること

効率的な行政運営と市民目線の行政サービスを実現させるために、ITの活用を推進するとともに、庁内のITガバナンスを強化し、適正かつ効果的に情報システムを活用します。また、「藤沢市行財政改革2020」の視点に沿って業務プロセスを見直すことにより、行政事務の簡素化と情報システムの標準化を実現させ、行政コストの縮減を目指します。

#### （5）持続性と効率性を重視した広域連携や共同利用を推進すること

ITの活用にあたっては、その目的に応じて、企業・NPO法人等の団体、教育・研究機関等の多様な地域の主体と連携し、自律的かつ持続的な推進体制の構築を目指します。また、広域的な共通課題に対しては、他の自治体等と連携し、横断的な取組による解決を図ります。

#### 4．対象期間

本指針の対象期間は、「藤沢市市政運営の総合指針 2020」の期間に合わせ、2017年4月1日から2021年3月31日の4年間とします。

#### 5．多様な主体との連携

ここでは、「郷土愛あふれる藤沢」の実現を目的とした各施策を推進させるために必要とされる、「市民」、「企業・NPO法人等の団体」、「教育・研究機関」、「国・県・他自治体」などの多様な主体との連携（関わり方）について説明します。

##### （1）市民との連携

市民一人ひとりが、ITを目的に応じて主体的かつ積極的に利活用していくことができる社会を推進させるために、市民ニーズや地域課題を捉え、市民との連携を常に意識した施策の推進を図ります。

##### （2）企業・NPO法人等の団体との連携

IT利活用に関する技術やサービスの提供という観点で、それぞれの団体の専門分野における特性や強みを認識し、状況や目的に応じて柔軟に連携し、互いの役割における強みを最大限に発揮し合うことで、効果的かつ効率的な施策の推進を図ります。

##### （3）教育・研究機関との連携

新たな技術や仕組みの利活用に関する研究分野において、行政課題の解決を目的として、教育・研究機関と連携した取組を推進します。また、新たな情報社会を担う世代への教育分野においても、適切な施策の推進を図ります。

##### （4）国・県・他自治体との連携

国・県・他自治体と絶えず情報共有を行い、情報化に関する社会動向を捉えた施策の展開に努めます。また、共通課題に対しては、地域の枠を越えた広域的な連携により、利便性の向上やコスト縮減等の効果を目指した施策の推進を図ります。

## 6．推進体制

ここでは、本指針の考え方や方向性を効率的に推進するための体制について説明します。

### （１）地域での推進体制

学識経験者、市民、各種団体などの多様な主体から選出された委員で構成される「藤沢市地域IT推進会議」において、全市的な課題について意見交換を行い、地域横断的な取組を推進します。

### （２）全庁的な推進体制

全庁的な推進組織である「藤沢市IT推進本部」において、全市的な課題から地域課題まで、関連部署と調整・連携を図り、庁内横断的な課題解決の取組を推進します。

### （３）各課等の推進体制

各課等から選出された「コンピュータ利用管理者」及び「IT推進リーダー」を通して、情報化に関する多様な情報を迅速に共有することで、各課等の事業における情報化の推進を図ります。

以上